

1 0 年 保 存
機 密 性 1
令和 3 年 12 月 17 日から 令和 14 年 3 月 31 日まで

基 監 発 1217 第 1 号
令 和 3 年 12 月 17 日

都道府県労働局労働基準部監督課長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

複数の使用者の下で労働基準法施行規則第 23 条の規定による許可を受けた宿直又は日直業務を行う労働者に係る対応について

医療機関等においては、医師の労働時間に関して、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）上の労働時間規制の特例措置が令和 6 年 4 月から適用されること等への対応が進められているところ、これに伴い、医師の宿直又は日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）に関して労働基準法第 41 条第 3 号（労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第 23 条）に基づく労働基準監督署長の許可（以下「許可」という。）を受けていない医療機関等から許可申請が行われることが予想される場所である。

一方、こうした医療機関等では、複数の使用者に雇用され宿日直勤務に従事する労働者が見られるところであるが、労働者が、複数の使用者の下で、各使用者が許可を受けた宿日直勤務に従事する場合、当該勤務に関しては労働基準法上の労働時間規制の適用が除外されることから、ややもすれば、同一労働者が短期間の間に宿日直勤務に頻繁に従事することとなり、通常業務と相まって事業場に長時間にわたり拘束されることにつながる等が懸念される。

このような観点から、複数の使用者の下で、各使用者が許可を受けた宿日直勤務に従事する労働者を把握した場合等については、今後下記のとおり対応することとするため、適切に対応されたい。

記

- 1 医療機関以外の使用者も含め、許可に係る相談や申請受付への対応に当たり、複数の使用者の下で、特定の労働者が許可を受けた宿日直勤務に従事している、又は従事することが予定されていることを把握した場合には、当該労働者が、短期間の間に労働時間規制の適用が除外されることとなる宿日直

勤務に頻繁に従事することとならないよう、別紙のリーフレット等を活用し、使用者に注意喚起を行うこと。

なお、上記の場合でも、各使用者からの許可申請については、申請事業場における宿日直勤務の態様が、昭和 22 年 9 月 13 日付け発基第 17 号等に示す許可基準に掲げられている条件を満たしていると認められる場合は許可して差し支えないので、申請の処理に当たっては、引き続き、適切に判断すること。

また、この点に関連し、先般通達された令和 3 年 2 月 18 日付け基発 0218 第 2 号「医師の宿直等勤務に関する労働基準法第 41 条第 3 号の適用について」は、労働者が当該使用者の下で宿直勤務等の断続的労働のみに従事する場合に、当該断続的労働と他の使用者の下で当該労働者が従事する診察等の通常の診療業務とを一体として捉え、当該労働者を労働基準法施行規則第 23 条が適用される、本来業務とは別に宿日直勤務をする者として同条の許可申請に係る対象者とすべきことを示したものであり、労働者が複数の使用者の下で各々宿日直勤務に従事する場合の許可の取扱いであるところの上記とは、趣旨を異にするものであること。

- 2 労働者が短期間の間に労働時間規制の適用が除外されることとなる宿日直勤務に頻繁に従事することとならないよう、医療機関に対しては、集団指導・説明会等の機会をとらえ、別紙のリーフレット等を活用し、その趣旨の説明を行うこと。

労働基準法の宿日直許可のポイント

労働基準監督署長の許可を受けた場合には、その許可の範囲で、労働基準法上の労働時間規制が適用除外となります。

⚠️ 要チェック! 宿日直許可基準について

🕒 ポイント1 常態として、ほとんど労働をする必要のないこと

定時的巡視、緊急の文書又は電話の収受、非常事態に備えての待機等を目的とする働き方が対象となります。

なお、始業又は終業時刻に密着した時間帯に、顧客からの電話の収受又は盗難・火災防止を行うなど、通常の労働の継続は、原則として許可の対象となりません。

🕒 ポイント2 宿日直手当について

宿日直手当の最低額は、当該事業場において宿直又は日直の勤務に就くことの予定されている同種の労働者に対して支払われている賃金の一人1日平均額の1/3以上である必要があります。

🕒 ポイント3 宿日直の回数について

宿直勤務については週1回、日直勤務については月1回が限度となります。(※)

⚠️ 留意事項 副業・兼業を行う労働者の仕事と生活の調和のために

働く方が、複数の使用者の下で、宿日直業務に頻繁に従事するような場合、通常の勤務と相まって、長時間の拘束につながるなどが懸念されますのでご配慮をお願いします。

働く方のワーク・ライフ・バランスを実現しましょう



(※) 下記要件を満たせば、宿日直業務の実態に応じて、上記回数を超えて許可する場合があります。

- ① 事業場に勤務する18歳以上の者で法律上宿日直勤務を行うことができる方が宿日直勤務をした場合でも人数が不足
- ② 勤務の労働密度が薄い場合

① 参考 医師、看護師等の宿日直許可基準について

※医師等の宿日直についてはその特殊性から、宿日直許可基準の細目を定めています。

- ① 通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後のものである必要があります。
- ② 宿日直中に従事する業務は、一般の宿直業務以外には、特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務に限ります。
- ③ 宿直の場合は、夜間に十分睡眠がとり得ることが必要です。
- ④ 上記以外に、一般の宿日直許可の際の条件を満たしていることが必要です。

※宿日直の許可は、所属診療科、職種、時間帯、業務の種類等を限って得ることも可能です。

(深夜の時間帯のみ、病棟宿日直業務のみといった許可も可能です)

医師、看護師等の宿日直許可基準の詳細は厚生労働省HPから参照できます。
(<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T211112K0030.pdf>)



医療機関における宿日直許可事例については、「いきいき働く医療機関サポートweb」(<https://iryoku-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/Info02>)に掲載しています。また、医療機関に限らない宿日直許可申請にあたってのチェックリストも掲載していますので、適宜活用ください。



① 宿日直勤務にあたっての留意事項

Q：宿日直許可を得て宿日直勤務を行っていましたが、宿日直勤務中に、突発的な事故による緊急対応等、本来通常の勤務時間に従事するような業務が発生したのですが、どのような対応が必要でしょうか。

A：労働基準監督署長から許可を得た宿日直勤務中であっても、通常の勤務時間と同態様の業務に従事した時間については、労働基準法36条による時間外労働の手続きをとり、また、労働基準法37条の割増賃金を支払う必要があります。

Q：労働基準監督署長から宿日直許可を得た後は、どのようなことに気をつければいいですか。

A：許可の際には、労働基準監督署から、「断続的な宿直又は日直勤務許可書」というものが交付されますが、この許可書には宿日直の回数などの内容に関する「付かん」が記載されておりますので、この「付かん」の内容にのっとりた宿日直勤務を行う必要があります。

なお、許可を得た後も、宿日直勤務は許可基準に適合するよう実施する必要があります。例えば、許可後の人員の異動や業務内容の変更に伴い、宿日直中に通常勤務時間と同態様の業務に従事することが常態となっている場合には、勤務内容の見直しを行っていただく等の対応が必要になります。

ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。